

水俣市キッズスポーツクラブ登録団体に係る使用料の取り扱いについて

【市立小学校体育館】

2020.4.1 施行

| 利用時間 | 使用料 ※減免後の金額 | 減免措置 | 手続き等 |
|--|--------------------------------------|------|--|
| 平日の 午後 7 時 30 分まで | バレーコート1面 1回 510 円 ⇒0 円※ | 全額 | 利用許可申請書と減免申請書を提出する。 (月次又は随時) |
| 平日及び祝祭日の 午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (夜間開放登録団体) | バレーコート1面 1回(2時間) 510 円 ⇒255 円※ | 2分の1 | 夜間開放登録団体として、利用者会へ出席し、使用料を納付する。 (月次) |
| 上記以外(土、日等)の 午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで | 全面 1時間 510 円 ⇒255 円※ | 2分の1 | 利用許可申請書と減免申請書を提出し、後日、使用料を納付する。 (月次又は随時) |

【市立小学校運動場】

| 利用時間 | 使用料 | 減免措置 | 手続き等 |
|--|--|------|--|
| 平日の 午後 7 時 30 分まで | (施設使用料) 無料 | なし | 利用許可申請書を提出し、後日、必要に応じてナイター使用料を納付する。 (月次又は随時) |
| 平日及び祝祭日の 午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (夜間開放登録団体) | (ナイター使用料) 1時間につき 300 円 ◎ナイター施設 は、袋中、湯出 小、緑東中、久木 野小のみ | | 夜間開放登録団体として、利用を申込み、実績に応じてナイター使用料を納付する。 (月次) |
| 上記以外(土、日等)の 午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで | | | 利用許可申請書を提出し、後日、必要に応じてナイター使用料を納付する。 (月次又は随時) |

【主な市体育施設(屋内)】

■総合体育館(アリーナ)

| 利用時間 | 使用料(1時間あたり) ※減免後の金額 | 減免措置 | 手続き等 |
|---|---|------|---|
| 午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (原則、月曜は休館日) | 卓球1台 130 円⇒65 円※ バドミントンコート 190 円⇒95 円※ | 2分の1 | 利用許可申請書と減免申請書を提出し、使用料を納付する。 (月次又は随時) |
| 毎週火・木・金曜日 午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (夜間登録団体) | バレーコート 370 円⇒185 円※ バスケットコート 490 円⇒245 円※ 小アリーナ(全面) 620 円⇒310 円※ | 2分の1 | 夜間登録団体として、利用者会へ出席し、使用料を納付する。 (月次) |

■総合体育館(温水プール)

| 利用時間 | 使用料 ※減免後の金額 | 減免措置 | 手続き等 |
|--------------------------------------|---|----------------------|---|
| 午前 10 時から 午後 9 時まで (原則、月曜は休館日) | 部分専用使用(小学生) 1 コース1時間 550 円＋ 一般利用料 2h100 円× 人数分 ⇒1 コース1時間 550 円 のみ徴収※ | 一般利用料の全額 (部分専用使用) | 利用許可申請書と減免申請書を提出し、使用料を納付する。 (月次又は随時) |

■旧第三中学校体育館

| 利用時間 | 使用料 ※減免後の金額 | 減免措置 | 手続き等 |
|--|--------------------------------------|------|---|
| 午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで | 全面1時間 740 円 ⇒370 円※ | 2分の1 | 利用許可申請書と減免申請書を提出し、使用料を納付する。 (月次又は随時) |
| 平日及び祝祭日の 午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (夜間登録団体) | バレーコート1面1回 (2 時間)740 円 ⇒370 円※ | 2分の1 | 夜間登録団体として、利用を申込み、使用料を納付する。 (月次) |

【主な市体育施設(屋外)】

■旧第三中学校運動場

| 利用時間 | 使用料 ※減免後の金額 | 減免措置 | 手続き等 |
|--|---|-------------------------------|---|
| 午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで | (施設使用料) 全面1時間 110 円 ⇒55 円※ (ナイター使用料) 1時間につき 300 円 | 2分の1 (ナイター 使用料は 対象外) | 利用許可申請書と減免 申請書を提出し、使用料 を納付する。 (月次又は随時) |
| 平日及び祝祭日の 午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (夜間登録団体) | (施設使用料) 全面1回(2時間)210 円 ⇒105 円※ (ナイター使用料) 1時間につき 300 円 | 2分の1 (ナイター 使用料は 対象外) | 夜間登録団体として、利 用を申込み、使用料を 納付する。 (月次) |

■浜公園運動場

| 利用時間 | 使用料 ※減免後の金額 | 減免措置 | 手続き等 |
|--------------------------------|---|-------------------------------|---|
| 午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで | (施設使用料) ソフトボールコート 1 面 1時間 110 円 ⇒55 円※ (ナイター使用料) ソフトボールコート 1 面 1時間につき 300 円 | 2分の1 (ナイター 使用料は 対象外) | 利用許可申請書と減免 申請書を提出し、使用料 を納付する。 (月次又は随時) |

【市立武道館】

| 利用時間 | 使用料 ※減免後の金額 | 減免措置 | 手続き等 |
|--|--|------|---|
| 正午から 午後 9 時 30 分まで (原則、日曜は休館 日) | (小学生以下) 1人1回 60 円 ⇒30 円※ 定期使用(1月)600 円 ⇒300 円※ | 2分の1 | 利用許可申請書と減免 申請書を提出し、使用料 を納付する。 (月次又は随時) |